

福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業に係る環境影響評価
方法書に対する福島県環境影響評価条例(平成10年福島県条例第64号)
第11条第1項の規定に基づく意見

令和2年12月22日

1 総括的事項について

- (1) ごみ処理方式や排ガス処理方式等が具体的に示されていないことから、環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

また、環境影響評価の技術手法が更新等された場合は、できる限り最新の知見を取り入れた手法により評価すること。

- (2) 環境影響評価の結果を分かりやすい内容とするため、環境影響の予測及び評価を行うに当たっては、できる限り定量的な手法を用いること。

- (3) ごみ焼却施設の具体的な設計について、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に可能な限り示すこと。

なお、設計に当たっては、地球温暖化防止等の観点から、できる限り最新式の設備導入を検討すること。

2 環境影響評価項目について

- (1) 大気環境について

資材等の運搬及び廃棄物の運搬に用いる車両の運行による大気質の粉じん等については、運搬車両が市街地を走行することから、評価項目として追加すること。

- (2) 放射線の量について

当該施設は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)に定める特定一般廃棄物処理施設に

該当することから、施設の稼働に係る放射線の量について検討し、その結果について準備書に記載すること。

また、焼却灰等において所定濃度以上の放射性物質濃度が確認された場合の対応についても検討に含めること。

3 調査、予測及び評価の手法について

(1) 水環境について

水質の評価に当たっては、排水の放流先の阿武隈川までの距離が短いことを踏まえて、環境保全措置を検討すること。

(2) 動物について

当該事業実施区域は福島鳥獣保護区域に含まれており、近傍に「福島市小島の森」に連なる森林、阿武隈川などの自然環境が存在していることから、哺乳類や鳥類の移動にも配慮して評価を行うこと。

(3) 温室効果ガス等について

余熱利用設備の蒸気供給と温水供給の供給先を明らかにするとともに、この余熱利用による二酸化炭素削減効果を予測及び評価して準備書に記載すること。

4 その他

本意見に関する措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。

(※参考 事業の概要)

1 事業者	福島市長
2 事業の名称	福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業
3 事業の種類	ごみ焼却施設の設置の事業
4 事業の規模	120 t/日 (5 t/時)
5 事業の実施区域	福島市渡利字梅ノ木畑1番地の1